



平戸市監査公表第 174 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 5 年 9 月 1 日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の対象及び監査の期間

農林水産部農林整備課 令和 5 年 5 月 10 日～11 日
農林水産部水産課 令和 5 年 5 月 23 日～25 日
農林水産部農業振興課 令和 5 年 6 月 26 日、28 日～29 日

第 2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和 2 年度及び令和 3 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指導事項等は次のとおりである。

<参考> 監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

○農林水産部農林整備課

【指導事項】

1 農業農村整備事業補助金について

春日町地内他4ヶ所の農道整備事業補助金について、交付決定後の事業費の増減が伴う場合、平戸市補助金等交付規則第11条の規定に基づく変更交付申請の手続きを要するが、これらの手続きがないまま変更交付決定がなされていた。例規に基づき適正な事務執行に努められたい。

2 平戸市松くい虫等被害森林整備について

令和3年度に、大島地区において被害森林整備（更新伐）を実施するため、森林所有者（管理者）と協定を締結しているが、協定書第1条で森林管理者名の記載がないものが25件中22件、協定の日付の記載がないものが23件見られた。協定の日付については、双方の協定内容合意日であることから適正な事務執行に努められたい。

3 災害復旧工事にかかる境界立会確認書及び工作物設置確認書について

農地災害復旧工事の特記仕様書において境界立会は工事着手前、設置確認は工事完了後に行うとしているが、氏田地区農地災害復旧工事他3件で工事着手前に提出されるべき境界立会確認書の日付が設置確認書と同日になっていた。また、功地区農地災害復旧工事他4件で設置確認書の提出がなかった。提出書類確認を徹底し、適正な事務執行に努められたい。

【意見】

1 土地改良区運営補助金の対象経費について

土地改良区運営補助金について、平戸土地改良区運営補助金交付要綱第2条及び生月町土地改良区連絡協議会運営補助金交付要綱第2条の対象経費のうち、手当は期末手当のみとなっているが、田平土地改良区運営補助金交付要綱第3条では、期末手当以外に扶養手当、通勤手当、住居手当、勤勉手当も補助の対象となっている。同様な運営補助金にもかかわらず格差が生じており、公平性に欠けると思われるため、交付要綱の変更を含め検討されたい。

2 多目的研修センター利用許可の申請について

平戸市多目的研修センター条例第9条では、利用の許可を受けた者は、使用料を「利用許可の際に納入しなければならない」としているが、実績に基づき利用者に対し納付書（納期限は発行から15日以内）を発行し、事後に納付させている。

また、平戸市多目的研修センター条例施行規則第3条では、多目的研修センターを利用する際、「利用する日の5日前までに許可申請書を提出する」こととなっているが、実際は当日の申請も受け付けている。

このことは、利用者の利便性を考慮した運用と推察されるため、実態にあわせた例規の見直しを検討されたい。

○農林水産部水産課

【指導事項】

1 例規の整備について

平戸市水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱について、第7条で、「補助事業者は補助事業の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第1号）に～」とされているが、様式第1号は、「事業計画書（変更事業計画書、実績報告書）」にかかる様式であることから、事業変更承認申請書は別に定めなければならない。

2 平戸地区沿岸協力会助成金について

令和2年度及び3年度の当該事務において、平戸市補助金等交付規則第14条に基づく実績報告後の確定通知事務を省略していた。同規則第21条の規定では手続きを省略する場合は、別に定める等の手続きが必要となる。同規則に基づき、適正な事務執行に努められたい。

3 川内港海岸休憩所等管理業務について

川内港海岸休憩所等管理業務は、長崎県から市へ業務委託され、その一部を県の許可を受け千里ヶ浜鄭成功記念公園の管理委託として「千里ヶ浜鄭成功記念公園管理運営協議会」に再委託をしている。

以下の事項について、委託契約書の内容と異なる事務処理等が見られたので、適正な事務執行に努められたい。

(1) 川内港海岸休憩所等管理業務

令和3年度に実施した施設修繕について、当該業務委託にかかる仕様書の中で、長崎県と市で取り交わされた「川内港海岸環境整備事業に伴う休憩所等の管理に関する覚書」第6条第2項に定める軽微な修繕に要する経費は1件あたり2万円(税込み)までとなっている。しかしながら、業務完了報告書では、2万円以上の修繕費2件について市が負担していた。今後は、当該覚書に沿った経費負担となるよう適宜、県との調整に努められたい。

(2) 千里ヶ浜鄭成功記念公園の管理委託業務

- ①当該契約書第1条において、公園休憩所等施設の美化整理等を実施するように業務内容を定めているが、契約書の中では業務内容にかかる実施報告書の提出を求めている。しかしながら、委託内容の履行確認を行うためには実績報告書の提出は必要と思われる。
- ②当該契約書第10条において、海水浴場の開設期間の終了後、収支報告書による報告を義務付けているが、令和3年度分の収支報告書が提出されていなかった。
- ③当該契約書第11条第2項において、余剰金が生じた場合、翌年度に繰り越して受託業務内容以外に使用することが出来ないように制限している。市は管理委託に関する経費を負担していないことから、そのあり方について検討いただきたい。

4 漁港施設管理等業務委託業務について

県営漁港施設及び市営漁港施設において、各漁業協同組合とそれぞれ管理業務委託契約を締結している。各漁港施設の管理委託については、業務内容は同様と思われるが、一部不備と思われる下記の点が見られたため、適正な事務執行に努められたい。

- ①市営漁港施設管理等業務委託において、業務内容についての細目協定書（または仕様書）がないため、詳細な委託内容となっていない。
- ②県営漁港施設管理等業務委託及び市営漁港施設管理等業務委託において、契約書に「個人情報取扱特記事項」が含まれていない。
- ③実績報告書について、内容が不十分であり、また、支出の内容について所管課による支出内容等の確認作業がない。わかりやすい報告書等になるよう指導されたい。

○農林水産部農業振興課

【指導】

1. 例規の整備について

平戸市口蹄疫緊急対策事業費補助金交付要綱は、平成22年の口蹄疫対策にかかる補助事業であることから廃止すべきである。

平戸市平戸牛の里づくり事業補助金交付要綱第2条に関する別表中、優良繁殖雌牛群造成事業及び和牛オリンピック対策奨励事業の補助額の欄において、「補助対象経費の2分の1以内」としているが、補助対象経費が不明瞭であることから、具体的な補助対象経費を明記すべきである。

平戸市有害鳥獣駆除員確保事業補助金交付要綱については、条文と様式号数にずれがあった。

2. ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金について

平戸市鳥獣被害防止対策協議会では、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用し、電気柵やワイヤーメッシュ柵の広域的な整備を行う団体等に対し資材購入の補助等を行っている。

令和3年度事業において、電気柵資材購入補助金20件のうち事業実施確認書の未提出が4件、同意書の未提出が4件あった。また、ワイヤーメッシュ柵資材購入補助金64件のうち鳥獣被害防止総合対策事業実施申込書の位置図の未提出が1件、事業実施確認書の未提出6件、同意書の未提出11件が確認された。その他、日付記載漏れなど散見された。申請者及び団体に対する指導を徹底するなど、適正な事務執行に努められたい。

3. 平戸市イノシシ被害まちなか対策事業補助金について

平戸市イノシシ被害まちなか対策事業補助金の被害防止対策重点地区モデル事業団体において、令和3年度の会計帳簿（予算差引簿）と通帳残高が年度末では一致しているが、途中支払い状況については、会計帳簿には明記されているものの通帳の記帳額とは不一致であった。これは事業用の通帳に、平戸市補助金300,000円（事業費の2分の1）のみを入金し、自己負担金300,000円が入金されていないため（令和元年度、2年度も同様。）、全体事業費の現金支出状況が不明となっているためである。

また、令和4年度においては、自己負担金の未入金は解消されていたが、多額の立替払いと思われる案件が見受けられるなど、会計帳簿と通帳の記帳額との整合性が不明瞭のままであるため、適正な事務執行を指導されたい。

4. 中山間地域等直接支払交付金について

令和2年度交付金事務において、平戸市補助金等交付規則第7条に規定する交付決定通知書と違う様式の使用、また、平戸市農林水産部農業振興課所管の国庫及び県費関係補助金等交付要綱に規定する収支予算書と違う様式を使用していた。関係規則、要綱に基づく適正な事務執行を指導されたい。

【意見】

1 農業委員会活動記録簿（農業委員・農地利用最適化推進委員）について

月毎に各委員から提出されている記録簿について、活動がなかった月について提出がないものが27件あった。この記録簿は農地利用最適化交付金事業の実績にかかる算定資料となっているため、活動がなかった月についても活動記録簿の提出について指導されたい。